## 「新たな病院運営改革ビジョン(素案)〜大都市東京を医療で支え続けるために〜」 に対する主な意見と都の考え方

意見提出者数:1511人

主な意見	都の考え方
【医療の質・患者サービスに関すること】	
・都民の命を支えている都立・公社病院を、経営優先の運営方式にすることはやめるべき。都直営の医療を今後も都民に提供してほしい。	地方独立行政法人化の目的は、超高齢社会の本格化や医療の担い手不足など、医療 課題が更に深刻化していく中でも、都立病院の役割である行政的医療の安定的・継
・儲け主義の病院に切り替えることは反対。法人化されると空き病床期間の長い伝染病床を安定的に確保し続けるとは思えない。	都立病院の運営には都民の税金が投入されていることから、最少の経費で最大の サービスを提供することは、現在の経営形態であっても同様であり、これまでも不
・経営優先の運営方式とせず島しょ医療などをこれまでどおり提供すべき	断の経営改善努力を行ってきました。 独法化後は、そのメリットを生かして、人材の機動的な確保による新たな医療ニーズへの対応や、柔軟な契約手法の導入などによるさらなるコスト削減を行うことにより、行政的医療等の一層の充実を図るなど、都民の医療ニーズに確実に対応し、
・経営効率を優先になり、看護やケアの質低下につながる	将来にわたって都民の誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる東京を 現していきます。
・独法化すると都立・公社の医療水準が維持できなくなる	地方独立行政法人化の目的は、超高齢社会の本格化や医療の担い手不足など、医療課題が更に深刻化していく中でも、都立病院の役割である行政的医療の安定的・継続的な提供や都の医療政策への貢献などを引き続き確実に果たしていくためのものです。 地方独立行政法人のメリットを生かし、必要な医療人材を機動的に確保することや、ニーズの変化に原じた記集をの提供は要素材、表すなる勤務を開えた。
・小児の統廃合と同じく医療が後退する	- じ、これまで以上に質の高い医療の提供や患者サービスの充実を図るとともに、 域医療の充実へ一層の貢献をしていきます。 なお、小児総合医療センターについては、小児科医師の不足等を踏まえ、医療機 や医療人材の集約化によって、小児のこころからからだに至る広範な高度専門医 を提供しております。 また、隣接の多摩総合医療センターと連携し、周産期医療、救命救急医療を初め した分野において、都における小児医療の拠点としての役割を果たしています。

・独法化されれば都立でなくなりこれまで受けていた医療サービスが受けられなくなる	地方独立行政法人は、都が100%出資して設立する法人です。地方独立行政法人に移行した場合、運営主体は法人に変わることになりますが、運営主体が変わっても都立病院でなくなることはありません。また、感染症・小児・周産期・救急医療などの行政的医療の提供やサービスも変わるものではなく、独立行政法人のメリットを生かした機動的な病院運営が可能となることで、一層の充実を図っていきます。
・独法化により、利益優先となり、不採算部門が切り捨てられていくことは目に見えている。東京都の予算があれば、都立病院を存続・充実させることは十分可能なはず。独法化に反対。	
<ul><li>・不採算な行政的医療が削られることを危惧している。行政的医療への対応がどうなっていくのか具体策のない 独法化は反対</li></ul>	地方独立行政法人化の目的は、超高齢社会の本格化や医療の担い手不足など、医療課題が更に深刻化していく中でも、都立病院の役割である行政的医療の安定的・継続的な提供や都の医療政策への貢献などを引き続き確実に果たしていくためのものです。このため、採算の確保が困難な医療など、行政的医療を提供していくために必要な経費は、地方独立行政法人化後も、現行と同様に、都が負担することが法で定められており、安定的・継続的に行政的医療を提供し続けていきます。また、地方独立行政法人法では、行政的医療をはじめ都の政策的な医療など、法人が達成すべき医療・患者サービスや業務改善等に関する中期目標を策定し、議会の議決を経て知事が定めて法人に指示します。また、法人は中期目標を達成するための計画である中期計画を作成し、議会の議決を経て知事の認可を受けることなどが定められており、都や議会によるガバナンスの仕組みが確保されています。
・ビジョンでいう経費削減は行政的医療の削減と人件費削減につながり医療が後退	
・赤字だからと行政的医療を切り捨てるのはおかしい	
・独立行政法人化は経営の効率化や採算性が優先され、不採算医療の後退や医師看護師の削減につながる、直営 で充実させて研究や先駆的医療を行うべき	
・都立病院は、儲からない分野にも責任を持って都民の健康を守ってほしい。	
・国は国立病院を独法化して、採算性の低い病床の切り捨て、病院の廃止などを行った。独法化によりこれまで以上に採算性が重視された運営になる可能性は高く反対。	
・新型コロナの対策は都立・公社の4病院が対応した。民営化されたら感染症や災害の対応ができなくなる。	感染症医療や災害医療など、民間の医療機関だけでは対応が困難な行政的医療の提供は都立病院が果たさなければならない重要な役割であり、都立病院は、地方独立行政法人化後も変わらず、新興感染症の発生時や、災害発生時には都と一体となって医療救護にあたるなど、都民の皆様の安全・安心を守っていきます。こうした役割については、独法化後は、知事が定める中期目標や法人自らが作成する中期計画に明確に位置付けられることとなります。また、法人の定款や知事の認可が必要な業務方法書に、災害時等の緊急時に知事の求めに応じて医療を提供することを定めることができます。
・コロナウイルスなど感染症の対応は東京都が責任をもっておこなうべき。	
・コロナウイルスで都立病院の重要さを再認識。なくすべきでない。	

地方独立行政法人では、専門性をきめ細かく反映した評価制度や仕事の成果を処遇 に反映した給与体系の設定などにより、職員の意欲や能力を最大限発揮できる人事
給与制度を構築します。また、仕事と育児、仕事と研究等との両立などに対応できる勤務時間の設定により、働きやすい環境も整備していきます。 職員のやりがいがあり、働きがいのある仕組みを構築して人材の確保を図りつつ、専門性の向上も図り、これまで以上に質の高い安全・安心な医療を提供していきま
す。
地域医療構想の実現に向け、地域医療の充実に貢献していくことが都立・公社病院の役割のひとつです。そのためには、地域医療機関等と連携・協力しながら進めて
いくことが重要であり、地域が必要とする医療の提供や地域に必要な人材を地域医療機関とともに育成していくなど、様々な取組を行っていきます。
超高齢社会の本格化や医療の担い手不足など、医療課題が更に深刻化していく中で も、都立病院は、その役割である行政的医療の安定的・継続的な提供や都の医療政
策への貢献などを引き続き確実に果たしていかなければなりません。 しかし、現在の経営形態では、自治体としてのルールや法令上の制約により、医療 ニーズや診療報酬改定に即応した医療人材の確保や医療機器の柔軟な整備などが難 しいといった課題があります。 行政的医療等を確実に提供し続けるためには、こうした制度的制約を解決しなけれ
ばならず、医療ニーズに対して柔軟・迅速に対応することが可能な地方独立行政法人が最もふさわしい経営形態であると判断したものです。

・採算性を重視し人の命よりも利益を優先させるようにしてしまうのは反対	地方独立行政法人化の目的は、超高齢社会の本格化や医療の担い手不足など、医療
・経営効率化や採算性を求めることは医療にふさわしくない	課題が更に深刻化していく中でも、都立病院の役割である行政的医療の安定的・継続的な提供や都の医療政策への貢献などを引き続き確実に果たしていくためのものです。 都立病院の運営には都民の税金が投入されていることから、最少の経費で最大のサービスを提供することは、現在の経営形態であっても同様であり、これまでも不
・経費削減目的の独法化は反対	断の経営改善努力を行ってきました。 独法化後は、そのメリットを生かして、人材の機動的な確保による新たな医療ニーズへの対応や、柔軟な契約手法の導入などによるさらなるコスト削減を行うことにより、行政的医療等の一層の充実を図るなど、都民の医療ニーズに確実に対応し、将来にわたって都民の誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる東京を実現していきます。
・都立病院の採算性などそもそも必要があるのか。	
・独法になっても必要な人材が確保できるとは思えない。むしろ給与がよい病院に人材は流れる。	地方独立行政法人では、専門性をきめ細かく反映した評価制度や仕事の成果を処遇に反映した給与体系の設定などにより、職員の意欲や能力を最大限発揮できる人事給与制度を構築します。また、仕事と育児、仕事と研究等との両立などに対応できる勤務時間の設定により、働きやすい環境も整備していきます。職員のやりがいがあり、働きがいのある仕組みを構築して人材の確保を図りつつ、専門性の向上も図り、これまで以上に質の高い安全・安心な医療を提供していきます。
・病院を減らすことは反対	地方独立行政法人は、都が100%出資して設立する法人です。地方独立行政法人 化後は、運営主体は法人に変わることになりますが、運営主体が変わっても都立病 院でなくなることはありません。
・都立病院を廃止しないでほしい。	また、感染症・小児・周産期・救急医療などの行政的医療の提供やサービスも変わるものではなく、独立行政法人のメリットを生かした機動的な病院運営が可能となることで、一層の充実を図っていきます。

	迅速・柔軟な人材確保など、独法化のメリットを最大限生かした機動的な病院運営により、超高齢社会の本格化や医療の担い手不足など、医療課題が更に深刻化していく中でも、都立病院の役割である行政的医療の安定的・継続的な提供や都の医療政策への貢献などを引き続き確実に果たしていきます。
【都からの財政支援に関すること】	
・都民の生命・健康を守るために自治体が一定の経費をかけるのは当然のことであり、これを削減するという考えには反対である。独法化に反対。	
・独法化すれば都からの繰入金が減らされる恐れがある。都立のままで運営すべき。	地方独立行政法人化の目的は、超高齢社会の本格化や医療の担い手不足など、医療課題が更に深刻化していく中でも、都立病院の役割である行政的医療の安定的・継続的な提供や都の医療政策への貢献などを引き続き確実に果たしていくためのものです。 このため、採算の確保が困難な医療など、行政的医療を提供していくために必要な経費は、地方独立行政法人化後も、現行と同様に、都が負担することが法で定められており、安定的・継続的に行政的医療を提供し続けていきます。 なお、国立病院機構に対する国の運営費交付金については、法律上、国が法人に対して「交付できる」ことを定めるものであり、「交付する」ことを定める地方独立行政法人法の運営費負担金とは法的な仕組みが異なるものです。
・国立病院機構は交付金が年々削減され病棟や診療科の閉鎖が続いている。直営を堅持すべき。	
・独法化により、一般会計繰入金の削減が懸念される。オリンピック経費こそ削るべき。	

【患者負担に関すること】	
・医療が利益優先になれば、安心して医療機関にかかることができなくなる。独法化に反対。	
・低所得者、弱者が安心して受診できる場をなくすことはふさわしくない。直営で運営すべき。	
・独法化は、患者負担増につながっている。健康長寿医療センターでは、有料個室料が値上げされ、入院保証金 1 O万円を払う仕組みを導入した。独法化に反対。	医療保険が適用される医療費については、国が診療報酬及び患者負担割合を定めているため、地方独立行政法人化によって患者さんの負担が増えることはありません。 また、健康保険が適用されない有料個室など自由診療部分などについて、受益者負担の原則に基づき料金を定めており、その設定にあたっては、どのような経営形態であっても、人件費や光熱費、減価償却費などの原価計算等をもとに算定すること
・大阪府立病院では有料個室料金が値上がりした。患者負担につながる独法化はやめてほしい	が基本です。 なお、現在の都立病院では、有料個室については、部屋の面積や付帯設備の整備状況等により設定しており、分娩料も人件費や光熱水費、減価償却費などを基に設定しています。
・都立病院は安いのに独法化で独立採算となり患者負担が増える	しているす。 独立行政法人化後も、こうした基本的考え方のもと、適切に料金を設定していきます。
・独立採算が求められると差額ベッド代や紹介料など患者負担が増える	
・低所得者や弱者が安心して受診しサポートを受けられる場を失う	
・独法化されると収益を出すために医療費を上げる	
・高度な医療を都民にリーズナブルに提供する病院であるべき	
・独法化によってお金があるかないかで医療の選択肢が狭められるのは問題	
	<u> </u>

【検討経緯・検討内容に関すること】	
・今回の独法化の表明は都民の声を聞かず乱暴だ。独法化に反対。	都立病院の経営形態の在り方は、平成12年の「都庁改革アクションプラン」以来、長年検討されてきた課題であり、平成16年に地方独立行政法人法が施行された以降は、地方独立行政法人を経営形態の一つとして加え、検討を進めてきました。 また、平成30年の都立病院経営員会からの提言以降は、病院事業の見える化改革
・なぜこの時期に唐突に独法化を打ち出したのか。都民は望んでいない。独法化に反対。	による課題の検証、他自治体の経営形態の動向調査など様々な検討を重ねてきました。 こうした一連の検討も踏まえ、都立・公社病院を地方独立行政法人へ移行するため の準備を開始することとしました。今後とも、都民の皆様に丁寧に説明していきます。
<ul><li>ビジョン(素案)に書かれている取組は都立のままでもできることばかり。独法化に反対。</li></ul>	都立病院は、これまでも都民の医療ニーズに対応するため、地方自治法や地方公務員法等の範囲内において様々な工夫を凝らし、医療提供体制の強化や患者サービスの充実に取り組んできました。しかし、現行の経営形態には法令等の制度的制約があり、医療ニーズの変化に応じたタイムリーな人材確保の面や設備整備の面で機動的な対応が困難な状況にありま
・ビジョン(素案)に書かれている制度的制約は直営でも十分解決できるものばかり。独法化ありきでは検討とは言えない。ビジョンを撤回すべき。	す。 行政的医療等を確実に提供し続けるためには、こうした制度的制約を一体的に解決しなければならず、地方独立行政法人が最もふさわしい経営形態であると判断しました。
・独法化のデメリットや問題点なども提示するべきではないか。独法化に反対。	地方公営企業法の全部適用、地方独立行政法人、指定管理者の各経営形態の制度比較や他自治体の先行事例の調査などを踏まえた検証を行った結果、地法独立行政法人には制度上のデメリットはないと認識しています。 なお、法人化後は、現在都立病院について都の各局で行っている業務(人事委員会の採用事務等)を法人が行うことになるなど、新たな事務が生じることとなります。
・都立病院の経営形態を調査した監査法人トーマツは独法設立を支援する企業であり、公平な視点での調査とは 言えない。独法化に反対。	都立病院の経営のあり方に係る調査及び支援業務委託における契約手続きについては、都が定めるルールに則り公平、公正な手続を経て、適切に受託者を決定しております。

【職員の処遇に関すること】	
・職員の処遇悪化につながる独法化に反対。	地方独立行政法人では、専門性をきめ細かく反映した評価制度や仕事の成果を処遇 に反映した給与体系の設定などにより、職員の意欲や能力を最大限発揮できる人事 給与制度を構築します。また、仕事と育児、仕事と研究等との両立などに対応でき る勤務時間の設定により、働きやすい環境も整備していきます。
・公務員だから都立病院に就職した。	職員のやりがいがあり、働きがいのある仕組みを構築して人材の確保を図りつつ、 専門性の向上も図り、これまで以上に質の高い安全・安心な医療を提供していきます。
【その他】	
・都民ファーストなら都立直営を維持すべき。独法化に反対。	プキロ にし マス(O ナ) ナ
・知事は公約に反する独法化はやめるべき。	
・地方独立行政法人は都民が望む形態でない。都が直接運営すべき。	
・都立病院のPFI事業の支出のようなムダこそ正すべき。独法化に反対。	- ご意見として承りました。 
・オリンピックに多額の予算を使うなら都民が求める医療・介護・福祉に回してほしい。独法化に反対。	
PFI事業のような無駄遣いこそなくすべき。	

	<u> </u>
・都民の医療を充実させるためには、公社病院は独法化ではなく、直営に戻すべき。	地域医療を担ってきた公社病院は、これまで都立病院と連携して、都の医療提供体制の充実に貢献してきました。 超高齢社会の本格化等により、地域包括ケアシステムの構築に向けて病院完結型医療から地域完結型医療への転換が図られており、公社病院が地域医療の充実に向けて果たす役割は大きくなっています。 こうした中、公社病院は、地域で必要とされる医療を支えるとともに、民間医療機関との連携等を更に推進することで、医療環境の変化に対応していかなければならず、その機能を一層高めていく必要があります。 このため、都立病院と公社病院が有する資源を一体化した効率的・効果的な運営体制の下、そのスケールメリットを最大限活用しながら地域の医療人材の確保・育成や不足する医療の提供等に取り組んでいくこととしました。
・都議会や都民のからのチェック機能が低下するのではないか。独法化に反対。	地方独立行政法人法では、法人が達成すべき医療・患者サービスや業務改善等に関する中期目標について、議会の議決を経て知事が定めて法人に指示し、法人は中期目標を達成するための計画である中期計画を作成し、議会の議決を経て知事の認可を受けることとされています。また、毎年度及び中期目標期間の終了時に法人の業務実績について知事が評価を行うことなどが定められています。さらに、知事は、法人に対して、中期計画が中期目標で掲げる事項を実施する上で不適当となったと認められるとき計画の変更を指示することや、各事業年度の業務実績の評価結果に基づき、業務改善を命ずることができます。このように、地方独立行政法人は、都や議会によるガバナンスの仕組みが確保されています。この他、地方独立行政法人法では、法人が業務実績、財務諸表、中期計画などの情報を公表することを義務付けており、透明性の高い病院運営を確保できる制度となっています。
・独法イコール悪と決めつけ、建設的な議論が進まないことは問題だ。重要なのは制度を使って病院をどう運営していくかだと思う。	迅速・柔軟な人材確保など、独法化のメリットを最大限生かした機動的な病院運営により、超高齢社会の本格化や医療の担い手不足など、医療課題が更に深刻化していく中でも、都立病院の役割である行政的医療の安定的・継続的な提供や都の医療政策への貢献などを引き続き確実に果たしていきます。
<ul><li>がん検診センターの一次検診をやめ、多摩総合医療センターに移管する方向で検討しているようだが、明らかに医療の後退であり反対。</li></ul>	「多摩メディカル・キャンパス整備基本計画」(平成31年3月策定)を参照ください。

■法人設立までの間、手続きや運営体制等の検討にあたっては、都民の皆様の声を聞きながら丁寧に進めていきます。また、地方独立行政法人化に至った考え方や、独法化後の病院の姿などを都民や患者に理解いただくよう、引き続き、わかりやすく広報していきます。